

○奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の運用及び解釈について
(令和3年3月12日例規第5号)

奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（令和3年3月奈良県警察本部訓令第4号）の運用及び解釈を下記のとおり定め、令和3年3月26日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨（第1条関係）

この訓令は、社会情勢や治安情勢の変化に適切に対応すべく地域警察の組織的運営を図る部隊として編制した自動車警ら隊の機動力を活用して、県下全域を活動範囲として警察署の管轄区域を越えた広域的な運用を行い、効果的かつ適正な運営を推進するため、必要な事項を定めるものである。

2 準拠（第2条関係）

- (1) 自動車警ら隊は、この訓令のほか、地域運営訓令第1章及び第2章の規定、奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程第4章第2節の規定等に基づき、任務に当たるものである。
- (2) 事件等の処理範囲については、地域運営訓令第3条のとおりであるが、機動力を生かした広域的な警ら活動という自動車警ら隊の任務の特質に鑑み、一次的又は初期的な処理及びこれに関連する報告、連絡その他必要な処理を事件等の処理範囲とする。ただし、これを理由に、警察官として当然処理しなければならないことを処理しなかったり、また、警察署の警察官の支援を行わなければならないのにこれを放置したり、拒否したりするようなことがあってはならない。

3 活動計画（第7条関係）

- (1) 警察署長は、管轄区域内における治安情勢を勘案して、地域課長に地域警察活動の支援を求めることができる。
- (2) 地域課長は、活動計画の策定に当たっては、自動車警ら隊のより効果的な運用を図るため、(1)の求めのほか、県下の事件、事故等の発生状況、行事計画等を総合的に判断して、各勤務日における乗務員ごとに一又は複数の活動区域を指定するものとする。
- (3) 乗務員は、事件、事故等の発生等により指定された活動区域以外の区域において活動する必要が生じた場合は、幹部隊員の指揮を受けて活動区域以外の区域において活動することができる。

4 勤務変更（第8条関係）

幹部隊員が必要があると認めて勤務変更の指示を行う場合とは、例えば、指名手配月間において警らの時間を夜間に多く割り振る場合、緊急配備等の特別勤務に従事する場合等が考えられるが、これらの勤務変更の指示を行うに当たっては、具体的かつ明確に指示するよう配慮するものとする。

5 特別勤務（第9条関係）

特別勤務とは、おおむね次に掲げる活動をいう。

- (1) 事件、事故等が発生した場合における現場臨場、捜索又は救出救助、被疑者の同行その他当該事件、事故等の処理のための初動的な活動
- (2) 緊急配備のための活動
- (3) 地域警察に関する教養、訓練及び会議への参加その他地域警察活動に準ずる活動
- (4) 専科等の学校教養のための入校、各種大会及び競技会（訓練を含む。）への参加等
- (5) 酩酊者、行方不明者、病人等の保護及び当該保護に係る者の搬送
- (6) 一定の場所において行う交番、駐在所等の活動を補うための活動（短時間の駐留警戒を除く。）

6 事件、事故等の引継ぎ（第18条関係）

- (1) 被疑者を逮捕し、又は逮捕手続書、差押（領置）調書、被害届、実況見分調書その他の捜査書類を作成した場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第42条及び第78条第2項に定める被疑者引渡書（事件引継書）により発生地又は検挙地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。この場合において、引継先の所属が不明確である場合は、地域課長が関係所属長と協議の上、決定するものとする。
- (2) (1)の場合における刑法犯及び特別法犯の検挙件数は、引継ぎを受けた警察署において計上するものとする。
- (3) 交通事故を認知した場合は、負傷者の救護、関係者の確保、現場保存その他必要な措置を講じ、現場において、発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。
- (4) 保護を要する者を発見した場合は、奈良県警察における保護の取扱いに関する訓令（令和元年6月奈良県警察本部訓令第19号）第4条及び第7条に規定する措置を講じ、保護した場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。
- (5) 隊員の入手した犯罪情報等で、関係する警察署に引き継ぐ必要があるものは、情報（申報）として地域課長に報告し、これを関係する警察署に引き継ぐものとする。